

# 契 約 書

公益財団法人広島県教育事業団理事長を甲とし、を乙として、甲、乙は、次のとおり  
賃貸借契約を締結した。

(目的)

第1条 乙は、甲に対して、別表に掲げる賃貸借物件（以下「貸付物件」という。）を貸し付け、甲は、これを借り受けることとし、次の条項において特定するもののほか、この契約の履行について責務を負うものとする。

(契約保証金)

第2条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

(賃貸借の期間)

第3条 第1条の賃貸借の期間は、平成31年1月1日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の期間の満了する日の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも契約内容の変更、解約について申し出のない時は更に1ヶ年継続することとし、以後もまた同様としその終期は平成35年12月31日とする。

(特約事項)

第4条 第3条の規定にかかわらず、この契約締結日の属する年度以降において甲の歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合、この契約は解除するものとする。

(納入、調整及び検査)

第5条 乙は、平成30年12月28日までに、甲の指示に従い貸付物件の搬入、据付け、その他必要な調整を完了して、貸付物件を完全に使用できる状態にし、甲の検査を受けるものとする。

2 前項の場合、貸付物件が検査に合格しないときは、乙はその負担で現品を取り替えるか、又は甲の指示に従うものとする。

3 貸付物件の搬入、据付け及び調整に要する経費は、乙の負担とする。

4 乙は、貸付物件が乙の所有に属する旨の標識を装置に付するものとする。

(賃借料)

第6条 貸付物件の賃借料は、月額 円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）とする。ただし、第3条の賃貸借の期間において1月に満たない月があるときには、その月の賃借料は、日割りによって算定する。

(賃借料の支払等)

第7条 乙は、1か月ごとにその期間の満了後の賃借料を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けた場合、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、その日から30日以内に賃借料を乙に支払うものとする。

(保守)

第8条 乙は、本調達機器に発生した故障及び異常については、明らかに甲の重過失によるものと判断される場合以外は、甲の請求により、乙の負担で速やかに設置箇所への訪問による修理又は交換等を行うものとする。

2 前項の場合において、乙が当該機器を持ち帰って修理又は交換等を行う場合は、乙の負担で代替品の貸与等の措置を講ずることとする。

(保険)

第9条 乙は、貸付物件の賃貸借期間中、必要な保険料を負担するものとする。

(貸付物件の移転等)

第10条 貸付物件の移転を必要とするときは、甲は、その旨を事前に乙に通知し、乙が移転を行うものとし、当該移転に要した費用は甲の負担とする。

2 甲は、乙の承諾を得ないで、貸付物件の部品を交換し、又は原型を変えるような行為をしてはな

らない。

(権利譲渡等)

第11条 甲又は乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙は、正当な理由がある場合には、30日前までに相手方に通知することにより、この契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

(貸付物件の返還)

第14条 甲は、賃貸借期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、貸付物件を速やかに返還するものとする。この場合において、当該返還に要する費用は、乙の負担とする。

(損害賠償)

第15条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき理由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(善良な管理者としての義務)

第16条 甲は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件を管理しなければならない。

第17条 広島県の物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領別表の措置要件に該当すると認められるときは、甲はこの契約を解除することができる。

(疑義の解決)

第18条 この契約に定めのない事項で必要がある場合又はこの契約に定める事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成30年 月 日

甲 広島市西区観音新町二丁目11番124号  
公益財団法人 広島県教育事業団  
理事長 樽谷敏治

乙

